

四日市市消防本部訓令第1号

四日市市消防職員衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年1月6日

四日市市消防長 山本良也

四日市市消防職員衛生管理規程

四日市市消防職員衛生管理規程（昭和60年3月30日消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後		
第3号様式（第26条関係）		
	<p>階 級 氏 名</p> <p>四日市市消防職員衛生管理規程 第23条の規定により就業禁止を命 ずる。</p> <p>年 月 日</p> <p>四日市市消防長</p> <p>氏 名 印</p>	

改正前

第3号様式（第26条関係）

	<p>階 級 氏 名</p> <p>四日市市消防職員衛生管理規程 第23条の規定により就業禁止を命 ずる。</p> <p>年 月 日</p> <p>四日市市消防長</p> <p>氏 名 印</p>	
--	--	--

この命令について不服があるときは、この命令を受け取った日の翌日から起算して60日以内に消防長に対し異議申立てをすることができます。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。